

2025年度 中小機構 アクセラレーション事業 FASTAR（ファスター）

【第13期募集要項】

（募集期間）

2025年5月1日（木曜）～ 2025年6月13日（金曜）12時

（申請方法について）

◇応募される方は、FASTAR ホームページから
申込様式等をダウンロードの上、必要書類を作成し
申込フォームからご提出ください。

（詳細は、P5「応募方法」をご確認ください。）

（お問い合わせ先）

FASTAR事務局 メールアドレス
fastar@smrj.go.jp

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

創業・スタートアップ支援部 スタートアップ支援課（FASTAR担当）

電話番号：03-5470-1574

◇電話でのお問い合わせは、月～金（祝日除く）10:00～12:00、
13:00～17:00に、対応させていただきます。

〔 目 次 〕

1. 事業のご案内	
1.1 事業の目的	3
1.2 事業の概要	3
1.3 支援の対象	3
2. 応募手続き	
2.1 応募要件	4
2.2 募集期間	5
2.3 応募方法	5
2.4 応募書類	5
2.5 採択予定者数	6
2.6 留意事項	6
3. 選考方法	
3.1 選考スケジュール	7
3.2 選考内容	8

1. 事業のご案内

1.1 事業の目的

本事業は、IPOやM&A等を視野にユニコーンを目指すスタートアップや、地域課題を解決するローカル・ゼブラなど新しい事業に挑戦する企業ならびに創業予定の個人に対して、資金調達や業務提携に向けて、成長の加速化を支援する事業です。

1.2 事業の概要

(1) 伴走メンタリングによる事業計画策定支援

中小機構の専門家（専任パートナー）による定期的なメンタリング（約1年間、原則1回/月・直接面談、オンライン併用）と、販路開拓、知的財産、法務・契約、会計・税務、規制対応等の支援に関するアドバイザーによるメンタリング（選択方式）を実施し、事業戦略立案、経営課題解決、事業計画策定を伴走支援します。

【ご参考】パートナー（FASTAR専門家）の詳細については、以下をご確認ください。

<https://fastar.smrj.go.jp/team.html>

アドバイザー（スタートアップ挑戦支援事業専門家）の詳細については、以下をご確認ください。

<https://www.smrj.go.jp/venture/bace/reboot/index.html#anchor6>

(2) セミナー等によるナレッジ提供

セミナー等を開催し、スタートアップに必要な経営面のナレッジやネットワークの提供を行い、事業スキルの向上の機会を提供します。

(3) ピッチイベント等でのプレゼン機会提供（VC等とのマッチング）

支援プログラムの最後にピッチイベント等で投資機関や事業会社等に対するプレゼンテーションの機会（デモデイ）を提供します。また、各参加企業の事業内容・ステージにフィットしたVC等との個別マッチングを支援します。

(4) J-GoodTech（ジェグテック）の活用

法人設立済みの方を対象に、中小機構のマッチングサービス（J-GoodTech：ジェグテック）に登録（利用料無料）させていただきます。ジェグテックは日本の中小企業・スタートアップと国内大手企業・海外企業をつなぐ（中小企業との接点やスタートアップ同士も含む）ビジネスマッチングサイトです。共同開発先やテストマーケティング先となる全国様々な業種の企業との接点をもつことが可能です。

※ジェグテックとは <https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/about/>

1.3 支援の対象

グローバル規模や国内における社会課題解決、既存産業の変革を目指し、次のような課題に向き合うスタートアップまたは起業予定の個人

※第12期から社会課題解決と成長の両立を目指すインパクトスタートアップ、地域課題の解決と持続可能な事業展開を目指すローカル・ゼブラ企業の支援を強化しておりますが、今回はユニコーンや地域中核企業を目指すスタートアップ企業や個人の支援を行うための公募となります。地域課題の解決と持続可能な事業展開を目指すローカル・ゼブラ企業の支援を行うための公募は、別途実施します。

- (1) 事業計画の策定とブラッシュアップをしたい
- (2) 研究開発成果の事業化を目指したい
- (3) プロダクト・サービスの実証、販路開拓をしたい
- (4) 資金調達先を探したい
- (5) 資本政策や組織体制の整備計画を検討したい

2. 応募手続き

2. 1 応募要件

次の(1)～(7)を全て満たすことを要件とします。

- (1) 創業から原則5年以内(2020年4月1日以降創業)または創業前であること
但し、ライフサイエンス企業など、ディープテック企業で研究開発に時間を要する以下のいずれかに該当する企業においては、例外として創業から10年以内(2015年4月1日以降創業)まで認める。
 - ①薬機法に規制される治験を必要とするライフサイエンス(医薬品・再生医療等製品・医療機器等。但し、治験を要しない化粧品・体外診断用医薬品は除く)
 - ②その他、研究開発に時間を要するディープテック企業
- (2) 企業ステージは創業前(プレシード期)、シード期またはアーリー期の企業とする
- (3) 中小企業基本法上の中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社

- (4) 「みなし大企業」でないこと(次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しないこと)
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

- (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (ウ) 大企業の役員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (5) 中小機構反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと
（規程のリンク <https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>）
- (6) 事業内容が公序良俗に反していないこと
- (7) FASTARプログラム参加規約を遵守し、デモデイ等の本プログラムのイベントに必ず参加できること

2. 2 募集期間

2025年5月1日（木曜）～ 2025年6月13日（金曜）12時締切

2. 3 応募方法

FASTARウェブサイトより様式をダウンロードの上、必要書類を作成し、申込フォームから申請してください。

FASTARウェブサイト：<https://fastar.smrj.go.jp/program/13/>

申込フォーム：

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/apply/178ae954d070414cb0c1c10659d803ea>

2. 4 応募書類

応募時提出書類

- (1) 応募申請書（様式1）

WEBサイト上へ掲載している申請様式をダウンロードし、必要事項をご記入ください。

- (2) 事業計画書（様式自由・任意）

但し、次の内容を含むものとする。

- 全体のサマリー
事業計画全体のサマリーを記載
- 解決する課題
事業背景となる課題や顧客が有するニーズ、マクロトレンドを踏まえた当該課題の解決の重要性
- ターゲット顧客
具体的にどのような顧客へ売っていくか、ターゲット絞り込みの根拠
- 提供するプロダクト・ソリューション
具体的なプロダクト・ソリューションの内容、それをもってどのように前述の課

題を解決するか

- 想定市場規模
市場規模をTAM・SAM・SOMの3パターンでの試算、その算出ロジック
- 競合優位性
現在の競合品（代替品）、それに対する独自のテクノロジーやビジネスモデルによる圧倒的な優位性、または考えられる参入障壁
- 顧客ニーズを示すファクト
① 顧客インタビュー結果やNPS等の先行指標、②顧客数や離脱率等のトラクション、のうち最低1項目
- 要素技術（研究開発型の場合のみ）
基盤となる要素技術の解説、当該技術の出所、現時点の成熟度（研究段階、試作段階、製品化段階など）

※事業計画書の策定・添付に関わらず、事業プレゼンテーションシート（様式2）をご提出ください。WEBサイト上へ掲載している申請様式（応募申請書と同一のファイルの下部）をダウンロードし、必要事項をご記入ください。

（3）会社概要及びパンフレット、製品カタログ、経営者プロフィール
未作成の場合は不要です。

（4）財務諸表 直近分

写し・コピーで可、決算を1期も迎えていない場合は直近の試算表を送付ください。試算表を作成されていない場合は、不要です。

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 販管費明細
- 株主資本等変動計算書

2. 5 採択予定者数

15～20事業者程度を予定。但し、予算や申請状況に応じて変更することがあります。

2. 6 留意事項

（1）レポートラインについて

必ず会社の代表者の認識のもと応募してください。

（2）応募書類及び選考結果について

応募書類は選考結果に関わらず、あるいは申込取り下げの場合であっても、返却は致しません。また、選考結果に関するお問い合わせには応じかねます。

（3）支援期間中、及び支援終了後の報告等について

本事業のサービス向上及び普及・啓発等のため、支援終了後に実施するアンケートやヒアリング、

事例集作成にご協力いただきます。

また、本事業の成果把握のため、支援期間中、及び支援終了後おおよそ5年間における成果等について、中小機構もしくは中小機構が委託した調査会社等に報告をしていただきます。

(4) 情報公開について

本事業に採択された場合は、当機構HP等で会社名等を公表させていただきます。

また、応募に係る提出書類により中小機構が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

- ・参加企業の審査・選考のため。
- ・採択後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため。
- ・機構からの支援情報提供のため。

(5) 支援の取りやめについて

支援を受けるのに不適切であると中小機構が判断した場合には、支援を途中で取りやめる場合があります。詳細は、FASTARプログラム参加規約第8条をご参照ください。

(6) J-GoodTech（ジェグテック）への登録について

ジェグテック未登録企業の初期登録は中小機構で行います。（ただし、登録にあたってはジェグテックを担当する販路支援部による審査があります。）

ジェグテックの活用にあたっては、販路支援部が用意する利用規約や操作ガイド等に則ってご利用ください。また、スタートアップ向けの特設サイト「スタートアップマッチングスクエア」を開設しました。（<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/lp/svte/>）

こちらへの登録をご希望の場合、別途登録申込書の作成・提出をお願いしておりますので、お問合せください。

3. 選考方法

3. 1 選考スケジュール

募集期間 : 2025年5月1日（木曜）～6月13日（金曜）12時

書類審査 : 2025年6月中旬頃

面談審査 : 2025年6月下旬から2025年8月上旬頃

※面談審査はリアルまたはオンラインで実施いたします。

選考結果通知 : 2025年8月下旬

※書類審査及び面談審査については、合否に関わらず、結果をメールにより通知します。

3. 2 選考内容

審査観点

- 社会性・地域性
抱える経営課題が、社会性または地域性を有していること
- 課題の深さ
根深い課題・ニーズの解決を目指していること
- 市場性
潜在的に大きい市場規模または持続可能な事業展開が可能な市場規模が見込まれること
- 競争優位性
模倣困難な独自のテクノロジーまたはビジネスモデルを有すること、または社会的インパクトの向上を目指す効果的な取組を行っていること
- ケイパビリティ
メンバーが技術や業界に対する十分な経験値、および起業のためのスキルやマインドセットを有すること

FASTARプログラム 参加規約

(総則)

第1条 本規約は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が実施するアクセラレーションプログラム FASTAR に採択され、プログラム参加するにあたり、参加事業者における規約を定めるものとする。

(参加目的)

第2条 本プログラムは、事業拡大を目指している事業者が、機構の支援サービスを受ける目的で参加するものとする。

(参加期間)

第3条 本プログラムにおいては、約1年間で終了とするが、プログラム終了後も本事業が終了するまではアルムナイ事業者とし、機構は支援に関わる情報提供や本事業に係るイベント案内を行うが、これに応じるものとする（実際の活用及び参加については任意）。

(情報公開)

第4条 本事業は、参加事業者の成長・発展を目指すものであり、参加事業者のメディア・広報支援のためにも、企業名もしくは個人名（屋号可）を支援中及び支援後においても、機構のHPや広報資料等にて公表するものとする。

(協力事項)

第5条 参加事業者は、プログラム終了後において、以下について機構に協力するものとする。

- 一 機構が求めるアンケートやヒアリング、事例集の作成に協力すること。
- 二 機構及び機構が委託した調査会社等の企業信用調査に応じること。

(禁止行為)

第6条 参加事業者は、FASTAR を活用するにあたり、以下の行為はしてはならない。

- 一 FASTAR を活用する権利を第三者に行使させ、又は譲渡すること。
- 二 FASTAR 事業の運営及び支援の実施に支障を及ぼす行為をすること。

(届出義務)

第7条 参加事業者は、以下のいずれかに該当するときは、直ちに機構にその旨を届け出なければならない。

- 一 住所、その法人及び個人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名、又は連絡先を変更したとき。
- 二 法人の定款に変更があったとき。
- 三 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立の事実が生じたとき。
- 四 銀行取引の停止又は差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき。
- 五 解散又は合併の決議をしたとき。

(支援の取消)

第8条 機構は、参加事業者が以下のいずれかに該当するときは、通知催告を要さず、直ちに支援の取消しを行うことができるものとする。

- 一 虚偽申告等不正行為があったとき。
- 二 第6条に規定する禁止事項を行ったとき。
- 三 前条第1項第三号から第五号に該当する事由が生じた場合において、機構が特に必要と認めたとき。
- 四 この参加規約の内容、その他機構が定める事項に違反したとき。
- 五 公序良俗に反する事業活動を行っていることが明らかになったとき。
- 六 支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。

(支援終了の申出)

第9条 参加事業者は、支援期間の途中で支援活用を終了しようとする場合には、終了に係る申出書を機構に提出するものとし、原則としてその書面提出日の翌月の末日をもって終了するものとする。

(自己責任の原則)

第10条 参加事業者は、自己の責任において機構の支援サービスを利用するものとし、支援の内容及び支援サービスを利用した結果について、機構に対し、いかなる責任も求めないものとする。

- 2 機構の施設や設備、もしくは支援のために機構が賃借した施設や設備において、それを滅失し又は毀損したときは、これを現状に回復し、又は修理もしくは保管に要する費用を賠償する責めを負うものとする。
- 3 参加事業者の相互間で生じた紛争等については、機構は何らの責任も負わないものとする。

(反社規定)

第11条 機構は、参加事業者が次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要さずに、支援を取り消すことができるものとする。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 六 自ら又は第三者を利用して、機構に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 機構は、前項の規定により、支援の取り消し及び終了をしたとき、元参加事業者に損害が生じても機構は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により機構に損害が生じたときは、元参加事業者はその損害を賠償するものとする。

（その他）

- 第12条 本規約の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は参加事業者の全部に及ぶものとする。
- 2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として、1ヶ月以上前にその内容を参加事業者に通知し、変更後の規約を参加事業者に交付するものとする。
 - 3 機構は、参加事業者への支援サービスを行うに際して知り得た参加事業者に関する情報について、守秘義務を負うものとする。
 - 4 機構は、参加事業者への支援サービスを行うに際し、必要に応じて経営状況等に関する情報・資料（財務諸表等）の提供を求めることができるものとし、参加事業者はこれに応じるものとする。
 - 5 当規約については、日本法を準拠法とし、本プログラム参加事業者に関する訴訟等については、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則 本規約は、令和元年8月1日から実施するものとする。